



第 12 回 貸借対照表の役割

(棚卸資産の評価に関する会計基準)

月(5) 法 2 号館 213 教室
平成 23 年 7 月 4 日
財 務 諸 表 論

本レジュメは、企業会計基準及び次の各書を参考にさせていただいて作成した。(財務諸表論第 11 版 武田隆二著 H21 年 1 月中央経済社発行)
(ゼミナール現代会計入門第 8 版 伊藤邦雄著 H22.4 日本経済新聞社発行)(公認会計士試験短答式財務諸表論第 7 版 石井和人著 H22.10 中央経済社発行)

貸借対照表の役割は何か？

一定時点における企業の財政状態を表示した一覧表である。それは企業のすべての資産、負債と純資産で表示する。また、資金の調達源泉と調達された資金の運用を表示する。

1 . 貸借対照表は何を表示するのか

(1)企業の資金状態の表示

資金の運用形態 (借 方)	資金の調達源泉 (貸 方)
資 産(運用状態)	負 債(外部資金)
	資 本(内部資金)
(B/S 等式) 資産 = 負債 + 資本	

(2)企業の財政状態の表示

資 産	流 動 資 産		負 債	流 動 負 債		
	固 定 資 産	有 形 固 定 資 産		純 資 産	固 定 負 債	
		無 形 固 定 資 産	株 主 資 本		資 本 金	
		投 資 そ の 他 の 資 産			新 株 申 込 証 拠 金	
繰 延 資 産			資 本 剰 余 金			
			利 益 剰 余 金			
			自 己 株 式			
			自 己 株 式 申 込 証 拠 金			
		評 価 ・ 換 算 差 額 等				
		新 株 予 約 権				

その他の包括利益累積額

本レジュメは講義日前にホームページに up してあります

<http://yamauchi-cpa.net/index.html>



山内公認会計士事務所
yamauchi@cosmos.ne.jp

(3) 企業の財政状態の表示

(配列法)

流動性配列法

通常の場合

固定性配列法

電力会社等（固定資産重視）

(流動固定の分類基準)

正常営業循環基準

通常の営業循環過程にあるもの

1年基準(ワンイヤー・ルール)

B/Sの作成日から1年内（流動）、1年超（固定）

(4) IFRS で変化

名称

貸借対照表

財政状態計算書

損益計算書

包括利益計算書

区分と分類

流動・固定分類

活動別分類

事業と財務の区分

営業資産及び投資資産（営業損益と投資損益）

財務資産（財務損益）

法人所得税（上記の法人所得税）

非継続事業

非継続事業（税引後表示）

（その他の包括利益 - 税引後）

所有者持分

2 . 資産の価額の決め方

資産の評価基準の主軸は、取得原価から時価への流れの中にある。

(1)測定と評価

資産の価額を測定すること

- ・取得原価 企業会計原則、過去における支出額
- ・利用(使用)価値 減損会計
- ・市場価格(時価) 公正価値 (第3者との取引における客観的な価値)

公正価値(fair value)

第三者との取引における客観的な価値を意味する。市場の時価、将来キャッシュフローの現在価値など。その評価基準がきちんと整備されれば、市場価額が存在する金融資産のみならず、あらゆる資産を公正価値で評価するという方向に進むと予想される。

IASB、FASB の資産の定義「将来に発生する可能性が高い経済価値」
ASBJ の資産の定義「過去の取引または事象の結果として、報告主体が支配している経済的資源」
取得原価から時価への流れ

(2)貨幣性資産

現金及びこれに準ずるものであり、支払手段として短期間に使用可能な資産を指す。

例えば、現金はその額面通りの評価であり、売掛金などは将来の現金回収可能額で評価するのが原則である。

(3)費用性資産

将来の企業の経営活動において利用され、費用化されていくものである。即ち、将来の収益に対応されるべき原価である。

費用性資産は、過去における現金支出額をベースに資産を評価し、費用化の基礎とする。

3 . 負債の価額の決め方

負債は契約金額である。

(1)負債は、第一に契約時の契約金額を用いて評価される。第二に金額が確定していないもの等は引当金が合理的に見積られる。

(2)負債の定義

IASB、FASB「将来に発生する可能性が高い経済的便益の犠牲」
ASBJ「過去の取引または事象の結果として、報告主体が支配している経済的資源を放棄もしくは引き渡す義務、またはその同等物」

(3)引当金

将来の特定の費用又は損失であって、その発生が当期以前の事象に起因し、発生の可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積もることが出来る場合には、当期の負担に属する金額を当期の費用又は損失として引当金に繰入れ、B/Sの負債又は資産の部に記載する。

4 . 純資産の部

H17.12 に公表された企業会計基準により、従来の「資本の部」から「純資産の部」に変更して表示することとなった。

(1) 資産から負債を控除した差額が純資産(資本)である。

5 つの名称

資本(capital)

株主資本(shareholders' equity)

自己資本

純資産(net assets)

純財産(net worth)

(2) 株主資本

(3) 評価・換算差額等

その他の有価証券評価差額金、繰延ヘッジ損益、土地再評価差額金などが含まれる。これらは資産または負債について時価をもって B/S 価額としていますが、その評価差額を当期の P/L で認識しない場合に生じる勘定である。

5 . 公正価値とは

金融商品の市場価額、資産の証券化、企業の評価などにおいて、公正価値が要求される。

- (1)FASB、IASB の定義「測定日における市場参加者の秩序ある取引のなかで、ある資産を売却することで受取るであろう価格、あるいはある負債を移転することで支払うであろう価格
5つの名称

- (2)いかに公正価値を見積るか（企業評価の場合）

マーケット・アプローチ

公開会社の場合には時価がある「市場株価方式」を適用し、未公開会社の場合には「類似公開会社方式」又は「類似取引方式」を適用する。
マーケット・アプローチの利点は、実際の株価、取引額に基づいているという実証的な面はあるが、欠点としては、類似公開会社又は類似取引の選定かつ困難な点がある。

インカム・アプローチ

企業の価値を、将来の一連の予測経済利益を適切な割引率または資本還元率によって現在価値に割引いて算定する方法。

コスト・アプローチ

時価純資産評価額である。

すべての資産項目と負債項目の時価を個別に評価して、その差額である時価ベースの純資産を株主価値とする評価方法。

- (3)リーマンショック

2008年9月の金融危機による金融市場の機能不全は、公正価値会計に対する不信を起こした。

IASBは同年10月に「市場が活発でない場合の金融商品の公正価値と開示」を公表し、市場が活発でない場合には、市場価格をベースとした修正理論価格といったものを開示し、公正価値とすべきとした。

6 . 棚卸資産

棚卸資産とは、企業がその営業目的を達成するために所有し、かつ、売却を予定する資産及び営業補助活動において消費される消耗品等をいう。

(1) 棚卸資産の範囲

(2) 棚卸資産の評価方法

原価法に統一（低価法は廃止）し、収益性の低下したものは簿価を切下げる。

通常の販売目的で保有のものは、取得原価とし、期末における正味売却価額が下落している場合には、正味売却価額とする。

トレーディング目的で保有するもの（売買目的有価証券等）は、市場価額に基づく価額とする。

税務上は、低価法を届出ることにより上記 ~ に準じた処理となる。

(3) 低価基準

実地棚卸による損益計算

世界で最古の勘定記録は、1211年フィレンツェの銀行家による2枚4頁の元帳であり、当時は左右ではなく、借方は上部に貸方は下部に記帳されていたという。その当時から実地棚卸は損益計算の重要技術であった。それは金貨、銀貨など種類の異なる通貨に加えて、度々行われた貨幣の改鑄による価値の統一のための必要性があったことと、加えて入ったお金と使ったお金を紙に書いて合計するのではなく、最初に持っていたポケットのお金と家に帰った時に残っていたお金の差額で損益を計算する資産、負債中心観による会計のためである。

（歴史から学ぶ会計 渡邊泉著 H20.4 同文館出版から）

7．負債とは何か

(1)負債の定義

(2)資産負債中心観

(3)収益費用中心観

(4)偶発債務

(5)負債の評価と測定

8 . 社 債

(1)社債の種類

(2)新株予約権付社債

9 . 引当金

(1)引当金の設定要件

将来の特定の費用または損失であること
その発生が当期以前の事象に起因していること
発生の可能性が高いこと
その金額を合理的に見積ることができること

(2)引当金の多様性

(3)役員退職給与引当金

(4)引当金論争

(5)有給休暇引当金

棚卸資産の評価に関する会計基準

(これは学生が会計基準を学ぶためにまとめたものです、更に補充して勉強して下さい。)

重要定義のチェック

(1)設 定(平成 18 年 7 月 5 日 ASBJ)

棚卸資産の期末における評価基準及び開示について定めることを目的とする。先入先出法の評価方法に関しては取り扱っていない。

(2)範 囲

商品、製品、半製品、原材料、仕掛品、貯蔵品等の他に事務用消耗品等も含まれる。

また、通常の販売以外で市場価格の変動により利益を得ることを目的とするトレーディングを含む。

(3)時 価

公正な評価額をいい、市場価格に基づく価額をいう。

市場価格が観察できない場合には合理的に算定された価額を公正な評価額とする。

(4)正味売却価額

売価(売却市場の時価)から見積追加製品原価及び見積販売直接費を控除したものをいう。

(5)再調達原価

購買市場の時価に、購入に付随する費用を加算したものをいう。

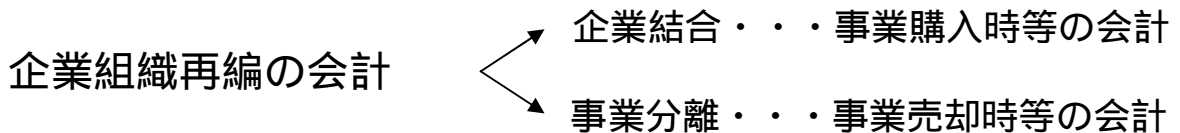
(6)棚卸資産の評価基準

前回の復習と質問

(第11回 H23.6.27)

H23.7.4

世界規模での企業の再編が行われている。これを支える会計の役割とは、



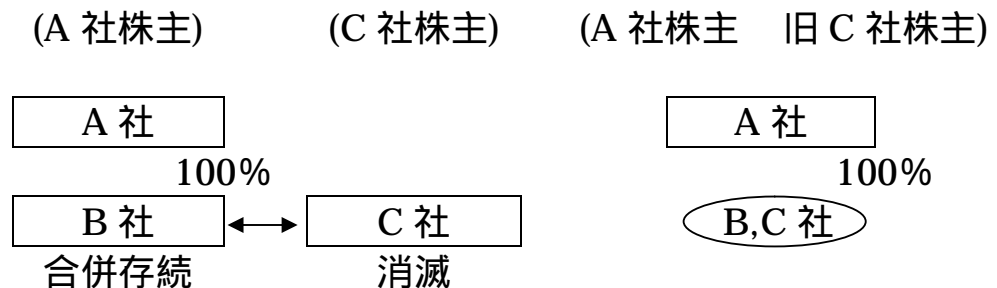
1. 産業構造に対応する企業行動の変化

情報通信産業(IT)の発展は産業構造を大きく変化させるとともに、広域化する企業競争に対応するための企業行動に大きな影響を与えている。企業間競争は事業の競争を超えて、国内の主導権から世界の主導権を求める企業結合と事業分離等の組織再編競争にまで及んでいる観を呈している。

(1) 広域化する事業領域での成長機会の実現のための業界再編

(2) 三角合併(合併対価の柔軟化の改正による買収の容易化)

外国企業による株式交換を通じた日本企業の買収に利用される手法。吸収合併において、消滅会社の株主に対して、存続会社の株式ではなく、存続会社の親会社の株式を対価として交付することをいう。



質問 (1) IT産業の粉飾決算について

情報サービス産業における監査上の諸問題について

平成17年3月11日 日本公認会計士協会

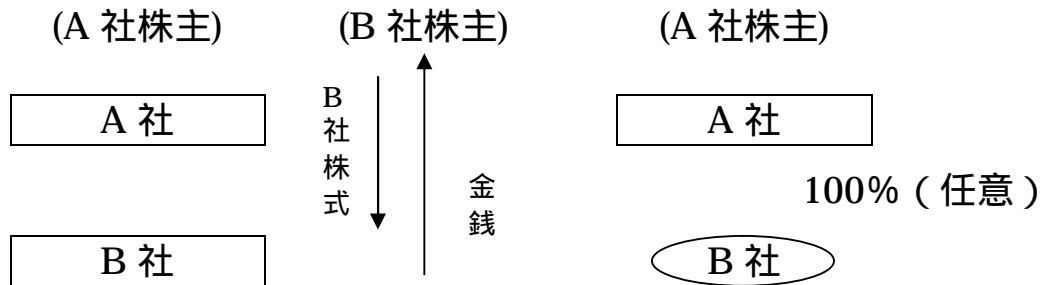
(2) 合併時の株式の交付、不交付について

2 . 企業買収売却(再編)の6つのタイプ

企業買収の方法は株式を買う方法と事業を買う方法の2つある。
株式を買う方法は被買収会社の法人格を残したまま買収する方法である。

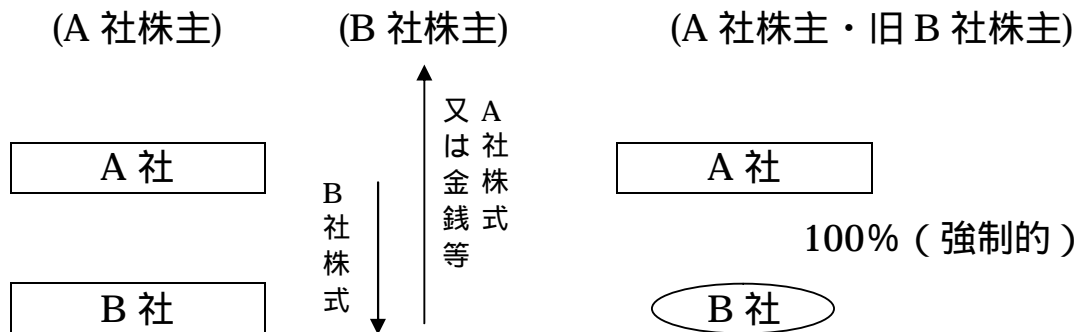
(1) 株式取得

B社の株式をA社が現金で購入する。



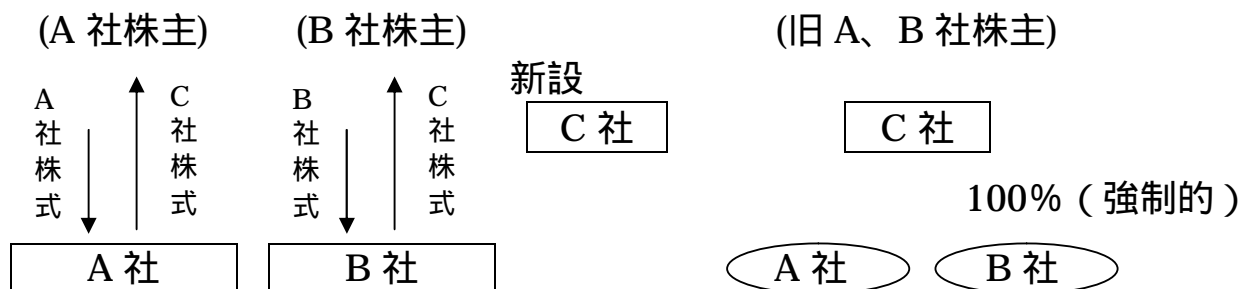
(2) 株式交換

A社とB社は株式交換契約を結び(両社の株主総会特例決議が必要)、A社の株式又は金銭等をB社株主に交付し、B社株式のすべてを取得する。



(3) 株式移転

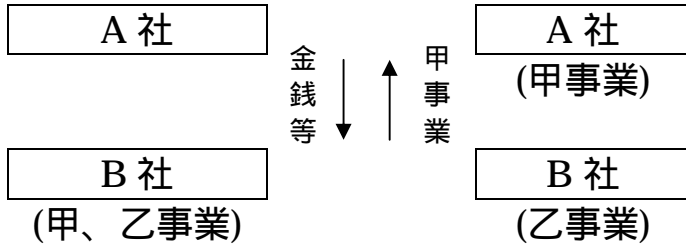
1又は2以上の株式会社(A社、B社)がその発行済株式の全部を新たに設立するC社に取得させる方法である。(原則としてA~C社の株主総会の特別決議が必要)



事業を買う方法は、被買収会社の法人株を引継がない方法である。

(4)事業譲受

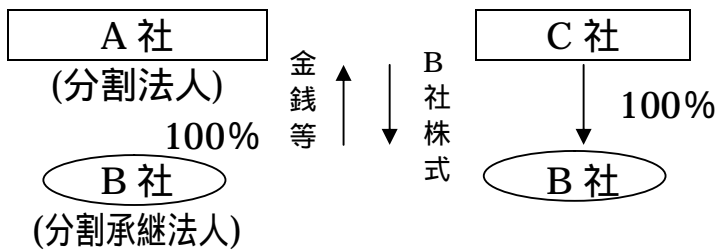
A 社が B 社の事業(財産)の一部又は全部を買収する。
(原則として A 社、B 社の株主総会の特別決議が必要)



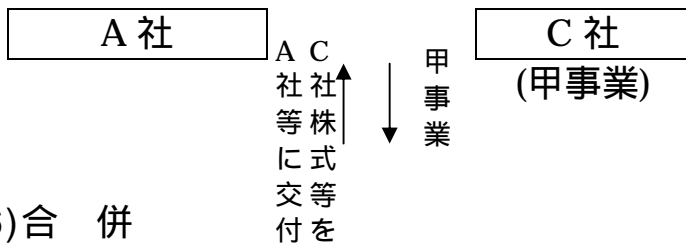
(B 社の免許、甲事業等一部を取得したい時は、不要な乙事業等を他に譲渡し、B 社株式等を譲受ける方法もある)

(5)会社分割

C 社が分社型分割をした B 社の株式を購入する



C 社は A 社の吸収分割により甲事業を受入れ、C 社株式を交付する



(6)合併

2 以上の会社(A 社、B 社)が契約により 1 つの会社になることをいう。B 社の資産、負債、全ての権利義務関係が A 社に移転される
(A 社の株主) (A 社 : B 社の株主)

